九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

肥前峠山炭坑とその開発者安倍宗五郎

細川, 章
多久市立図書館

https://doi.org/10.15017/13572

出版情報：エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 3, pp.46-52, 1974-05-27. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

肥前峠山炭坑とその開発者安倍宗五郎

細川章

明治廿七年三月三十一日印刷の『福岡鉱山監督署管内試掘採掘採取一覧表』の中の佐賀県の分を見ると、安倍家文書の中の峠山炭坑（峠山炭坑は小字峠にあるので、文書には峠炭坑とも見えるが、ここでは峠山炭坑に統一した）は表(一)のように出ている。

（表一）

名国	前肥
名郡	浦松東
名村町	木厳
字大	島中
字小	峠
称名山鉱	山峠
種鉱	炭石
数坪	五三四〇一
証券番号 試掘	七六〇三借
鉱業人名	瀬田秀昌 蒲原政標
許可年月日	十八年四月廿三日

（印刷の都合で横書きにした所がある）

安倍家文書の中の「借区坑業明細表」には次の表(二)のように

（表二）

県府	名坑
佐賀県	石炭坑
郡国	数坪区借
東松浦郡 肥前国	四坪五合 壱萬四百三拾
村	日月年業開
中島村	明治十八年五月八日
字	人区借
峠	宗五郎 小侍 全村 平 全県 国 尾 小 外一名 安倍 城 郡

とあって、「明治十八年五月ヨリ六月迄」から「明治十九年四月ヨリ六月迄」の一年一ヶ月分の経営の明細が三枚に分けて記載されている。

この表(一)と(二)では借区坪数が僅かに開いている。しかし〇・五坪の差は書類整理上の都合によるものではなかろうか。借区許可年月日が、安倍家文書によれば明治十八年四月までしか分らないが、表(一)により正確には四月二十三日であることが知られる。そして開業したのは同年五月八日である。此処で気になるのは表(二)から明治二十七年に出された表(一)の人名への堆移についてであるが、これについては後に述べることにして、資料(1)を見て頂きたい。（資料はすべて本論の後に掲載している。）

これは坑業人と中島村地元惣代と取交わした礦害補償とその支払い方についての約定書である。これにより明治十七年七月、既に峠山炭坑は安倍宗五郎の手によって、具体化していたのである。

以上の経過の後、峠山坑は安倍宗五郎によって明治十八年五月八日開業した。明治十九年十二月調の『鉱山借区一覧表追加』（農商務省鉱山局）には次の如く見え

（印刷の都合で横書きにした所がある）

名国	（前肥）全
名郡	（浦松東）全
名村	島中
字	峠
種鉱	炭石
数坪	五四三四〇一
証券番号	七六〇三借
借区人	安倍宗五郎 外一名
許可年月日	十八年四月廿三日

しかし、経営は決して順調ではなかった。資料(2)(3)によれば借区券を担保に、小城町の松枝常訓から仕繰金を借用している。資料(3)には明治十八年十一月とある。創業してまだ半年しか経ていないのである。資料(2)の方は年月日が記入してないが「明治十九年十二月二日消す」と異筆が末尾に加えてあり、その他の資料と照し合わせて、

(3)と同時に作成されたものではないかと思われる。

資料(4)は「石炭場譲与約定証」であるが、資料(3)で借用した借金が十九年十二月二日に済んで居り、同年十二月一日に再び松枝常訓ともう一人嬉野格一からの借金約定がされている。譲与金（実質的には借金）百七拾五円の返済が「壱ヶ月たりとも違背不納するに於ては……拙者に於て該炭山え関係の理由御座無く、該炭山坑業は貴殿の権理あるを以て御勝手御採掘然るべく候」となっている。完済期日は二十年六月までである。

ところが資料(5)の嬉野・松枝両名の書簡は、前記約定の時の安倍宗五郎側の保証人福地義利に宛てたもので、譲与約定証の文面を引用して「……壱ヶ月ハ偖テ置最早三ヶ月モ経過シ候上ハ一口一言ノ異議ナキ事ニ候、然ル上ハ至急ニ進達ハ勿論、坑業勝手ニ取カカル心得ニ御座間、御難題ナカラ右本人等ニ御通知被下奉希候」と申送っている。が資料(6)の福地大公宛になっている嬉野・松枝の文面では、安倍宗五郎は何とか残る借金を福地義利を通じて両人へ返済したように見える。然し期日のおくれた返金に「……少々趣旨有之、此方協議中……」と松枝・嬉野両名は承服出来ないでいる。この月日が三月十四日である。

そして此の後、資料(7)「進達差止願」によれば、安倍宗五郎は共同稼業者である相島弥七と共に前記松枝常訓・嬉野格一を「……譲与証書欺罔騙取……」に付其筋訴訟中と、激しい言葉で厳木村（中島村は厳木村になっていた）戸長に進達差止を願出ている。これが三月二十九日である。

資料(8)(9)(10)は「石炭為換金請取証」で、二十年四月に入るとしきりに出て来る証文である。この為替金支払者はほとんど「蒲原政標・瀬田秀昌」であった。

その挙句、二十年五月二十五日には、資料(11)「約定証」と資料(12)「借区譲受約定ニ対スル返リ証」で峠山坑区券は小城の方（松枝・嬉野のことか）から蒲原・瀬田両人の手に移り、安倍宗五郎は代理坑業人となった。約定証によると二十一年六月迄に瀬田・蒲原両人から受取った譲受謝金二百円を返済終了の後に、坑主としての権限を取戻すことが出来ることになっていた。資料(13)は安倍宗五郎が代理坑業人として、瀬田・蒲原両人へ「権先金」を支払っている「証」である。

明治二十七年の「試掘採掘採取一覧表」の峠山坑の鉱業人が瀬田・蒲原両名であることは、安倍宗五郎が遂に譲受謝金二百円を支払い得なかったということであろう。此の時安倍宗五郎は六十三才であった。

「試掘採掘採取一覧表」の中の僅か一行の記載事項の裏に、炭坑開発初期に躍動した人間の、一つのドラマを垣間見る思いがするのである。

資料(1)

定約証

今般東松浦郡中島村字峠山（ママ）於テ、石炭坑借区出願之上、坑業致候ニ付、定約右之如也

第壱条

中島村之内篠原谷中其他地主ト熟議ヲ遂ケ、借区炭坑営業第二条以下約定履行可致候事

第二条

田地ニ要水障害アルヲ以テ、田障金トシテ本年ゟ炭坑廃業年度迄、毎年金六拾円借区出願者ヨリ正月ト十一月両度半金宛ニ吃度指入

可申事

第三条

本年ニ限リ初年斗訳ヲ以テ金三拾円ニシテ第九月十五日ニ限リ指入可シ

第四条

坑業中若シ他人ニ譲渡スト虽モ、本約定之手続ニ依、後引受人ヨリ負擔(マヽ)ニル勿論ニ付、引渡之際其約定ナス可シ

第五条

坑業中村方一般ニ対シ妨害トナル事聊カニテモ無之様取締ヲナス可シ

第六条

坑業上ニ関シ村惣代始メ谷中其他地主等ヘ手数ヲ煩ストキハ相当之謝儀可致事

第七条

第壱条以下履行上延引スル時ハ、保証人ヨリ本人ニ厳責、猶金員弁償之義務ヲ負擔スルモノトス

第八条

将来坑口近旁等ニ於テ損害ヲ来ス地所ハ、相当代価ヲ以テ買上、金員ハ速ニ差入可申候事、右後年苦情無之タメ定約証保証人連署ヲ以テ差出候事

如件

明治十七年七月　小城郡小侍村借区坑業人　安倍宗五郎㊞

中島村惣代　右同郡長尾村弁証人　野口惣右衛門㊞

中島富太郎殿

市丸末吉殿　東松浦郡中島村

泉紋平殿　相島弥七㊞

資料(2)

（表紙）「借区譲渡願

佐賀県肥前国小城郡小侍村

安倍宗五郎

外一名」

借区譲渡願

佐賀県肥前国東松浦郡中島村

字峠　壱万四百三拾四坪五合

但民地

石炭礦

右之場所明治十八年四月御許可ヲ受、坑業罷在候処、今般双方熟談之上、同県小城郡小城町士族松枝常訓ヱ譲渡申度、依之御券状相添、此段奉願候也

佐賀県肥前国小城郡小侍村平民

安倍宗五郎㊞

同県同国東松浦郡中島村平民

相島弥七㊞

明治十九年十二月二日消ス

資料(3)

証券印紙
〃
〃
〃
〃
〃
〃

証

一借金百五拾七円五拾銭㊞　内弐部半ノ利子二ヶ月分入テ

一返済期当明治十八年十二月限㊞

但三度ニ払入之ゟ　本年十一月三十日ニ五拾弐円五拾銭
同　十二月十五日ニ五拾弐円五拾銭
同　十二月廿九日ニ五拾弐円五拾銭

右之金員別紙券面炭礦仕繰金トシテ借用致シ候義実正㊞也、然ル処右期限ニ至リ返済方違約致シ候節ハ、別紙譲渡券状直様御勝手名前書換之進達可被成候、就テハ右約定之一通期限無相違返金相調候節ハ、現金引換ニシテ券状書類共一切御差戻シ可被下候、依テ後日異義為無之、保証人相立連署ヲ以テ一札如件

小城郡小侍村
明治十八年十一月　借主　安倍宗五郎㊞
杵島郡志久村
保証人　福地義利㊞
小城郡多久村
保証人　木下和暢㊞

松枝常訓殿

別筆「十九年十二月二日ニ消ス」

資料(4)

石炭場譲与約定証

証券印紙
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃

一、譲与金百七拾五円也　（別筆）「明治廿年五月廿五日消ス㊞」
但明治十九年十二月ヨリ翌廿年六月迄七ヶ月間毎月金弐拾五円宛差入戻スノ約㊞
右ハ肥前国東松浦郡中島村字峠石炭場壱萬四百三拾四坪五合ノ処、貴殿ニ譲与致候義確実也、然ル上ハ該炭山譲与金トシテ前昏（書）之金額正ニ受取候義相違無之候、尤該金員之義ハ但書之通月割ヲ以テ毎月廿五日ヲ期日ト定メ、聊無遅滞差入可申、就テハ金額ノ金員差入済候節ハ、該石炭場借区券譲戻シ可相成、若シ差入金壱ケ月タリトモ前約ニ違背不納スルニ於テハ、譬ヒ数月ノ差入金アル共、無効ニ属シ、拙者ニ於テ該炭山エ関係ノ理由無御座、該炭山坑業ハ貴殿ノ権理アルヲ以テ、御勝手御採掘可然候、為其坑区券状并名前昏（書）換之願書相認メ差出置候間、即チ其筋エ御進達可被成、将タ坑内其他礦法ニ背キ候廉有之節ハ、其処分タルハ勿論ニ候、仍テ後日ニ至リ異議不申タメ、保証人相立連署ヲ以テ譲与約定一札如件

東松浦郡平山村
保証人　湯村利三郎㊞
小城郡小侍村
仝　円城寺門太郎㊞
杵島郡志久村
保証人　福地義利㊞
小城郡小侍村
坑主　安倍宗五郎㊞
東松浦郡中島村
仝　相島弥七㊞

嬉野格一殿
松枝常訓殿

資料(5)

春和之候ニ御座候処、愈御清福可被成御起居奉賀候、陳ハ安倍宗五郎外壱名ヨリ石炭場譲渡ニ付、双方示談ノ上譲与金相渡シ候、右内約相結ヒ候義有之、其意ヲ以テ譲与金差戻スノ訳ニ候得共、約定証書ニハ月割金壱ケ月タリ共差入金約定エ違背スルニ於テハ、拙者ニ於テ該炭山ニ関係ノ理由無御座ニ付、即チ其筋御進達可被成、将タ該坑業ハ貴殿ノ権理アルヲ以テ御勝手御採掘可然トアル上ハ、決シテ右本人等ニ於テハ今日ニ至リ異議無之事ト存候、惣シテ壱ケ月ハ猶テ置、最早三ケ月モ経過シ候上ハ、一口一言ノ異議ナキ事ニ候、然ル上ハ至急ニ進達ハ勿論、坑業勝手ニ取カヽル心得ニ御座候間、御難題ナカラ右本人等ニ御通知被下度奉希候、右決極ノ御報申上候、草々頓首

明治廿年三月　　嬉野格一
　　松枝常訓

福地義利殿

資料(6)

本月十一日附之御懇昏(書翰)慥ニ落掌事、拝読候、然ハ安倍宗五郎公より譲与金御差戻シ儀ニ候処、約定証書正ニ於テ少々趣旨有之、此方協議中ニ御座候間、否之義は追而御報申上候ニ付、左様御承了被下度、右為可得貴意如此御座候、草々頓首

第三月十四日　　嬉野
　　松枝

福地大公
閣下

（後欠）

資料(7)

進達差止願

小城郡小城村
松枝常訓
右同郡村
嬉野格一

右之人今本年一月御管轄内中島村字峠炭山借区券面ヲ抵当トシ金員借用致タルニ付譲与証書欺罔騙取被為進達致候趣ニ付其筋訴訟中ニ御座候、処曲直審理ヲ遂ル迄進達御差止宜可成下此段願上候也

明治廿年
三月廿九日　　東松浦郡中島村
相島弥七
小城郡小侍村
安倍宗五郎㊞

厳木村戸長
進藤静一郎殿

資料(8)

金受取証

一、金拾五円也㊞

右ハ石炭運搬為換定約ニ対スル金員ノ筋正ニ領受候也

明治廿年四月六日　　小侍村坑主
安倍宗五郎㊞
仝村炭坑セ話人
野中良左ヱ門㊞

蒲原政標殿
瀬田秀昌殿

資料(9)

石炭為換金請取証

一、金三拾円也㊞

右石炭為換金正ニ受取申上候也

明治廿年　　小城郡小侍村坑主

四月廿八日　　安倍宗五郎㊞

保証　犬塚勇㊞

蒲原政標殿

瀬田秀昌殿

資料(10)

石炭為換金請取証

一、金三拾五円也㊞

右石炭為換金正ニ受取申候也

明治廿年　　石主(?)

第五月六日　　安倍宗五郎㊞

保証人　犬塚勇㊞

蒲原政標殿

瀬田秀昌殿

資料(11)

約定証

証券印紙

一小城郡小侍村安倍宗五郎外壱名之所有ニ係ル東松浦郡中島村字峠借区壱萬四百三拾四坪五拾之処、今般仝郡多久村蒲原政標・瀬田秀昌ヱ譲渡ノ契約ヲ遂ケ、願昏五通ヲ製シ譲受人ヱ相渡置候間、右坑区券ヲ小城ノ方ヨリ受取之上ハ、即チ願昏(書)進達可致、右其節譲受人病気等ニテ該戸長役所出願不相叶義有之哉モ難計ニ付、其為メ別紙委任状相渡置候事

一右借区譲受ニ付、謝金トシテ弐百円譲渡人ヱ相渡可キ事

一右借区今後ハ安倍ニ於テ代理坑業可相営候、就テハ坑内仕繰無疎様注意可致、且出炭之多少ニ拘ハラス、権先キ金五円宛毎月十五日限坑主蒲原瀬田ヱ納金致スヘキ事

一前記ノ謝金弐百円ヲ、来ル二十一年六月限返却シタルトキハ、右借区安倍ヱ譲戻スヘキ事

一安倍代理坑業中ハ坑区税村補其他一切之費金現業者ニ於テ相弁スヘキ事

右各項之約定固ク遵守スヘク、本件ハ特別之理由ヲ以テ一時之急難ヲ救ヒタル者ナレハ、安倍ハ勿論証人ニ於テモ飽マテ尽力其原恩ヲ報スヘキノ義務アリ、就テハ萬一前約ニ違背之所為アルトキハ、即チ代理権ヲ剝奪シ坑業差止メ、他ヱ借区譲渡ストモ安倍ニ於テ之ヲ仇視スル如キ遺憾毛頭無之候、仍テ約定証二通ヲ製シ双方壱通ツヽ所持スル者也

明治廿年五月　　小城郡多久村

廿五日　　譲受人　蒲原政標㊞

仝郡仝村

譲受人　瀬田秀昌㊞

仝郡小侍村

譲渡人　安倍宗五郎㊞

全郡多久村
証人　福地義利㊞
全郡全村
証人　犬塚　勇㊞

資料(12)

借区譲受約定ニ対スル返リ証

証券印紙㊞

貴殿借区東松浦郡中島村字峠石炭場壱萬四百三拾四坪五合、今般坑業上ノ都合ニ依リ拙者共譲リ受願書進達候ニ付、謝金トシテ弐百円指出スト雖モ、別紙約定期限ノ通該金返済ノ上ハ、何時タリトモ旧ノ如ク券面書換借区譲渡ノ手数相調ベク、其節ニ至リ萬一右手数相拒ミ候トモ、貴殿ヨリ返金ノ義務ヲ了終アリタル上ハ、拙者共ニ於テ借区所有ノ権理無之モノトス、且又別紙ヲ以テ甲号金弐百円ノ借用証ヲ受取置タルモ、謝金弐百円ヲ御返済有之候上ハ右証券ハ無効ニ付、即チ差戻シ可申候、仍テ返リ証一札如件

明治二十年五月廿五日　小城郡多久村
蒲原政標㊞
瀬田秀昌㊞

安倍宗五郎殿

資料(13)

証

一金壱円弐拾五銭㊞
右ハ貸金五拾円ニ係ル六月分ノ利
一金拾円㊞
右ハ五月六月二ヶ月分ノ権先金
〆
右金正ニ受取申候也
明治二十年七月六日

安倍宗五郎殿

瀬田秀昌
蒲原政標